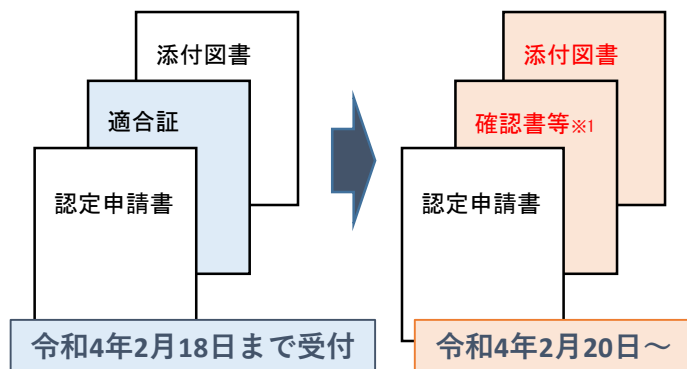


令和4年2月20日から 長期優良住宅の認定申請手続きが変更となります

山口県住宅課

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が令和4年2月20日に施行されます。
これを受けて、長期優良住宅の認定申請手続き等に変更がありますのでお知らせします。

①認定申請に添付できる図書の変更



○これまで、申請書に登録住宅性能評価機関が交付する適合証の添付をすることができましたが、令和4年2月20日以降は適合証の添付を廃止とし、代わりに確認書等※1の添付をすることができます。
○確認書等の添付をせず、審査に必要な図書を添付した申請もできます。

※1 確認書等：当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
(住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により新設される条項に基づくもの)

**県が認定を行う地域では、令和4年2月18日（金）までに窓口
到着した申請について、適合証添付を有効とした受付を行います**

★添付図書の変更に伴い、認定申請手数料も変更となります。

②災害配慮基準の新設

県が認定を行う地域では、以下の区域内における長期優良住宅の認定は原則として行わないこととします。

地すべり防止区域	地すべり防止法 第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項

【注意事項】

- ▶ 申請の計画が以下の地域の場合には各市役所で認定を行います。
申請及びお問い合わせ窓口は各市役所となります。

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、周南市

長門市※2、山陽小野田市※2

※2 建築基準法第6条第1項第四号に該当する住宅のみ、
ただし建築基準法等に基づき県知事の許可を必要とする住宅を除く。

- ▶ 上記以外の地域の場合は山口県が申請窓口となります。

お問合せ：山口県住宅課民間住宅支援班 TEL:083-933-3883
改正に関する情報は随時山口県住宅課のホームページに掲載しますのでご確認ください